平成２３年（フ）第８９３号
東京都東大和市立野１丁目1073番地の１にしきビル301
債務者　小山内清美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０００号
横浜市都筑区大丸１番33―402号
債務者　伊東　浩一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７号
愛知県みよし市莇生町藤塚６番地186
債務者　久保山真見
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
栃木県栃木市柳橋町20番27号
債務者　髙橋　千晶
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５３１号
栃木県鹿沼市朝日町1947番地　レジデンス大和102号
債務者　荒川　幸雄
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４３号
栃木県宇都宮市西原１丁目３番30号　西原マンション206
債務者　長野　晃久
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５４８号
栃木県下都賀郡壬生町大字北小林288番地５
債務者　佐藤　政行
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３１号
東京都八王子市松が谷49番地４―502
債務者　田口　　良
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９３６号
東京都町田市成瀬1398番地３
債務者　圓城寺一美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９６９号
東京都日野市三沢３丁目44番地の10
債務者　林　　論美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４９号
栃木県芳賀郡益子町大字塙3623番地、前住所栃木県矢板市荒井615番地55　グランドゥメゾン208号
債務者　岩下　陽子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８５号
東京都八王子市鑓水２丁目81番地１―301
債務者　香島　正和
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８８２号
東京都青梅市野上町３丁目19番地の16
債務者　蒲澤　孝美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４８号
北海道帯広市西11条北４丁目２番地１　プリオールエトルリア１―Ｂ
債務者　菅谷美代子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７７１号
福岡県福岡市博多区三筑１丁目11番40号
破産者　有限会社エムツー企画
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９号
山形県寒河江市本町２丁目10番38号
破産者　株式会社マルシメ
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部